⑪　米の輸出・輸入

米・米加工品の輸出実績の推移(2020年～2026年８月)

○　米・米加工品の輸出実績（2026年１～８月）は輸出数量42,550トン（対前年同期比－8%）、輸出金額466億円（対前年同期比+7%）となり、輸出金額は2024年１月以降、32ヶ月連続して対前年同期比を上回る。

○　うち米の輸出実績（2026年１～8月）は輸出数量27,418トン（対前年同期比－11%）と減少したものの、輸出金額102億円（対前年同期比＋16%）となり、輸出金額は2022年２月以降、55ヶ月連続して対前年同期比を上回る。

品　目　名			2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2025年 対前年比	2026年 1～8月	2026年 対前年同期比	(参考) 主な輸出先国・地域
米・米加工品 （①＋②＋③＋④＋⑤）	数量（原料米換算）	トン	36,569トン	45,959トン	53,931トン	58,472トン	67,922トン	70,529トン	+4%	42,550トン	-8%	アメリカ 中国 香港 台湾 韓国
	金額	億円	347億円	524億円	613億円	576億円	636億円	677億円	+7%	466億円	+7%	
①米	数量	トン	19,781トン	22,833トン	28,928トン	37,186トン	45,112トン	46,573トン	+3%	27,418トン	-11%	香港（13,522） アメリカ（9,896） シンガポール（6,361） 台湾（3,329） タイ（2,862）
	金額	億円	53億円	59億円	74億円	94億円	120億円	139億円	+15%	102億円	+16%	
②パックご飯等 （加工米飯を含む）	数量	トン	1,205トン	1,129トン	1,384トン	1,593トン	2,298トン	2,853トン	+24%	1,747トン	-4%	アメリカ 台湾 香港 オーストラリア シンガポール
	原料米換算	トン	634トン	594トン	727トン	837トン	1,208トン	1,499トン	+24%	918トン	-4%	
	金額	億円	7億円	6億円	8億円	10億円	14億円	19億円	+34%	13億円	+3%	
③米粉及び米粉製品 （米粉麺等）	数量	トン	249トン	88トン	173トン	101トン	123トン	97トン	-21%	99トン	+27%	台湾 アメリカ ドイツ タイ フランス
	原料米換算	トン	308トン	108トン	213トン	125トン	152トン	120トン	-21%	122トン	+27%	
	金額	億円	0.7億円	0.6億円	1.0億円	0.8億円	1.1億円	1.0億円	-13%	0.8億円	+12%	
④米菓 （あられ・せんべい）	数量	トン	4,222トン	5,141トン	4,523トン	4,565トン	4,656トン	4,047トン	-13%	2,611トン	+1%	アメリカ 台湾 香港 サウジアラビア 韓国
	原料米換算	トン	3,589トン	4,370トン	3,845トン	3,880トン	3,958トン	3,440トン	-13%	2,219トン	+1%	
	金額	億円	45億円	56億円	55億円	61億円	66億円	60億円	-9%	41億円	+9%	
⑤日本酒 （清酒）	数量	ｷﾛﾘｯﾄﾙ	21,761 ｷﾛﾘｯﾄﾙ	32,052 ｷﾛﾘｯﾄﾙ	35,894 ｷﾛﾘｯﾄﾙ	29,194 ｷﾛﾘｯﾄﾙ	31,054 ｷﾛﾘｯﾄﾙ	33,549 ｷﾛﾘｯﾄﾙ	+8%	21,079 ｷﾛﾘｯﾄﾙ	-4%	中国 アメリカ 香港 韓国 台湾
	原料米換算	トン	12,257トン	18,054トン	20,218トン	16,444トン	17,492トン	18,897トン	+8%	11,873トン	-4%	
	金額	億円	241億円	402億円	475億円	411億円	435億円	459億円	+6%	309億円	+4%	
米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品 （①＋②＋③）	数量（原料米換算）	トン	20,723トン	23,535トン	29,868トン	38,148トン	46,472トン	48,192トン	+4%	28,458トン	-11%	アメリカ 香港 シンガポール 台湾 タイ
	金額	億円	60億円	66億円	83億円	105億円	136億円	159億円	+17%	116億円	+15%	

資料：財務省「貿易統計」（政府による食糧援助を除く。）
注１：米粉麺等は2020年より貿易統計にて輸出実績を集計・公表。
注２：米粉及び米粉製品のうち米粉製品の原料米換算は米粉100%として推計。
注３：「（参考）主な輸出先国・地域」は2025年の輸出金額上位５か国・地域を記載。米に関しては、2025年の輸出数量（トン）を記載。
注４：「米・米加工品」及び「米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品」の値は、ラウンドの関係で一致しないことがある。

商業用の米の輸出数量及び輸出金額の推移(2020年～2026年８月)

○　2025年の米の輸出数量は対前年比３％増の46,573トン、輸出金額は対前年比15%増の13,880百万円

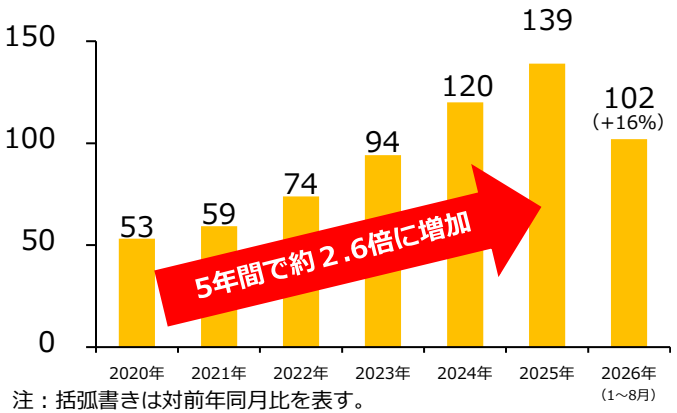
	2020年		2021年		2022年		2023年		2024年		2025年		2026年（1～8月）	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
	トン	百万円	トン	百万円	トン	百万円	トン	百万円	トン	百万円	トン	百万円	トン	百万円
輸出合計	19,781 (+43%)	5,315 (+42%)	22,833 (+15%)	5,933 (+12%)	28,928 (+27%)	7,382 (+24%)	37,186 (+29%)	9,411 (+27%)	45,112 (+21%)	12,029 (+28%)	46,573 (+3%)	13,880 (+15%)	27,418 (−11%)	10,241 (+16%)
香港	6,978	1,796	8,938	2,118	9,880	2,344	11,301	2,630	13,474	3,267	13,522	3,571	6,699 (−26%)	2,191 (−4%)
アメリカ	1,989	565	2,244	625	4,459	1,169	6,883	1,768	8,784	2,527	9,896	3,140	5,844 (−12%)	2,297 (+12%)
シンガポール	3,696	785	4,972	1,025	5,742	1,201	5,593	1,153	6,406	1,353	6,361	1,545	3,990 (−1%)	1,245 (+38%)
台湾	2,004	622	1,907	575	2,532	716	3,116	877	3,577	1,016	3,329	1,037	1,971 (−7%)	674 (+4%)
タイ	555	145	625	162	1,045	256	1,299	307	1,787	461	2,862	812	1,953 (+15%)	637 (+36%)
カナダ	205	62	210	69	382	104	1,629	394	2,138	546	1,902	567	1,404 (+3%)	551 (+40%)
オーストラリア	1,074	334	893	283	1,245	390	1,204	386	1,351	460	1,253	480	841 (−1%)	406 (+32%)
イギリス	451	131	332	104	526	162	587	193	853	290	1,093	416	631 (−10%)	310 (+20%)
ドイツ	144	58	185	68	239	81	582	186	867	269	749	275	699 (+15%)	330 (+56%)
アラブ首長国連邦	58	25	96	45	130	49	389	116	487	172	590	218	303 (−28%)	142 (−3%)
フランス	112	49	173	72	237	93	395	135	473	172	553	209	382 (−3%)	198 (+39%)
スペイン	7	4	13	10	87	28	544	135	675	182	579	191	369 (−1%)	159 (+45%)
その他	2,508	739	2,245	778	2,424	789	3,664	1,131	4,240	1,316	3,884	1,420	2,332	1,102

資料：財務省「貿易統計」（政府による食糧援助を除く。）
注１：2025年１～12月の輸出金額上位国・地域を記載。
注２：（　　）内は対前年同期増減比である。

米・パックご飯等・米粉及び米粉製品の輸出実績の推移(2020年～2026年８月)

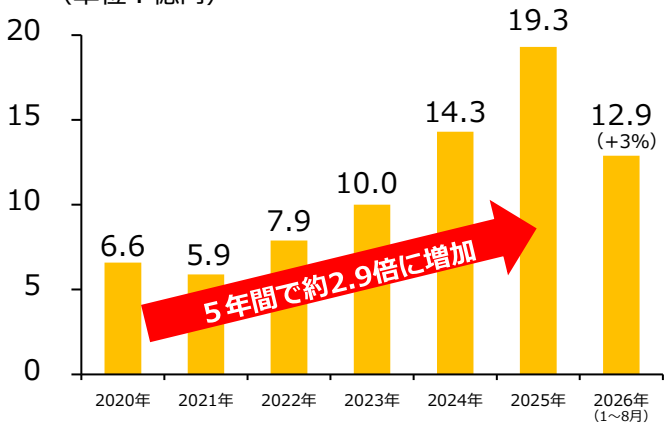
- 米については、海外における**日本食レストランやおにぎり店などの需要開拓**を進めた結果、**アジア**のほか、**北米や欧州向けも大きく増加**。2025年の輸出額は139億円、輸出量は46,573トン。
- パックご飯等については、**アメリカを中心にEC・小売店等からの需要が増加**。2025年の輸出額は19.3億円、輸出量は2,853トン。
- 米粉及び米粉製品（米粉麺等）については、**グルテンフリー需要の高まりにより増加**。2025年の輸出額は1.0億円、輸出量は97トン。

● 米の輸出実績
（単位：億円）

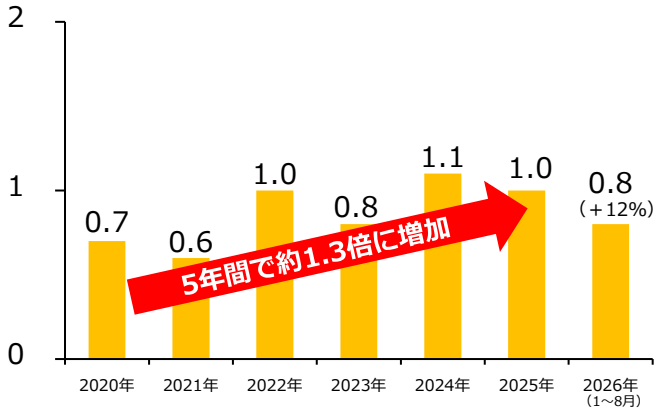


注：括弧書きは対前年同月比を表す。

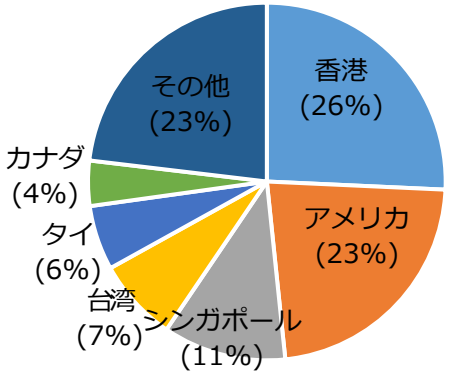
● パックご飯等の輸出実績
（単位：億円）



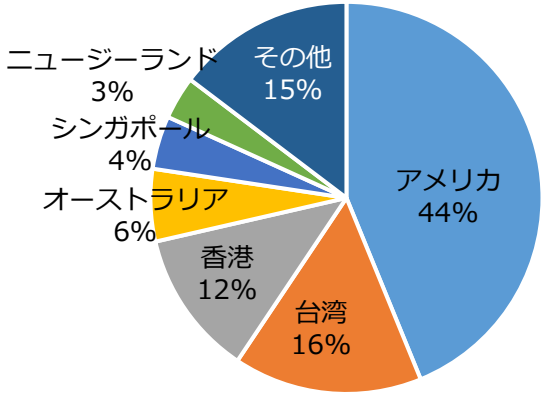
● 米粉及び米粉製品（米粉麺等）の輸出実績
（単位：億円）



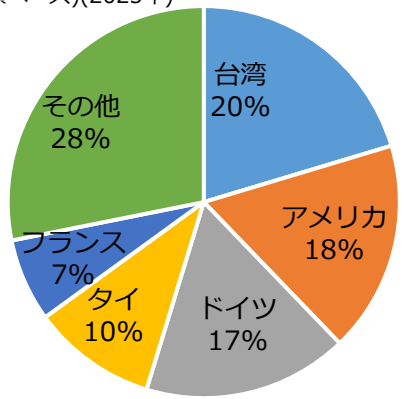
■米の輸出先国・地域内訳 (金額ベース)(2025年)



■パックご飯等の輸出先国・地域内訳 (金額ベース)(2025年)



■米粉及び米粉製品（米粉麺等）の輸出先国・地域内訳
(金額ベース)(2025年)



※資料：財務省「貿易統計」（政府による食糧援助を除く。）

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略

○ 人口減少に伴う国内需要の減少が見込まれる中、生産基盤を強化し、食料安全保障を確保するため、成長する**海外の食市場**を取りこむことが重要。

○ このため、**農林水産物・食品の輸出拡大**に加え、**食品産業の海外展開**、**インバウンドによる食関連消費の拡大**に向けた施策を強化し、輸出拡大との相乗効果を通じて**海外から稼ぐ力**を強化するための戦略を策定（令和７年５月最終改訂）

１．農林水産物・食品の輸出拡大（2030年５兆円）

①日本の強みを最大限に発揮するための取組

- 海外で評価される強みがある31の**輸出重点品目**、**ターゲット国・地域**について**輸出目標を設定**
- **新市場の開拓**、輸出先の**多角化**
- 地理的表示（GI）やコンテンツの活用により、**高付加価値化**
- **優良品種を**守り、新品種を育成・普及を進めるための**法制度を検討**

②マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者の支援

- **マーケットインの発想**※に基づき低コストの生産等ができる**大規模輸出産地**の育成・展開
- 国内から現地まで一貫してつなぐ**戦略的なサプライチェーン**を構築し、横展開

※　海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格・認証）の産品を専門的・継続的に生産販売しようとするもの。

③政府一体となった輸出の障害の克服

- 輸出先国・地域における**輸入規制の撤廃・緩和に向けて政府一体となった協議**を実施
- 我が国の強みである、優れた品種や技術、特有の食文化等の**知的財産を守り「稼ぎ」に変える**ための**知的財産対策の強化**

２．食品産業の海外展開（2030年３兆円）

- 海外現地の**専門家**による規制や税務対応の支援、**コールドチェーン**構築の推進

３．インバウンドによる食関連消費の拡大（2030年4.5兆円）

- 地域の食材や歴史・文化を**ストーリー**にして**旅マエ・旅ナカ・旅アト**で効果的に外国人にアプローチ

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略 品目別輸出目標「米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品」①

1．国別輸出額目標

国名	2024年実績※	2030年目標※	国別のニーズ・規制に対応するための課題・方策
合計	136億円	922億円	―
米国	32億円	216億円	• 西海岸・東海岸の主要都市や日系事業者だけでなく、中部などの地方都市の市場の開拓及び非日系のレストランやスーパーを中心とした商流構築の拡大が課題 • 中食・外食などの日系企業の海外展開を促進し、日本産米の利用拡大を図る • 品目団体・JETRO・JFOODOが連携し、寿司やおにぎり等の米を使った日本食のプロモーションや商流構築を推進することで、上記課題の克服を図る • 有機食品への関心の高まりを切り口に有機米の販売促進を図る
ＥＵ・英国	13億円	176億円	• 日本食の需要拡大にあわせて、日本産米のプロモーション等を実施しているが、輸出実績は小規模で現地に十分浸透していない • 中食・外食などの日系企業の海外展開を促進し、日本産米の利用拡大を図る • 品目団体・JETRO・JFOODOが連携し、米を使った日本食のプロモーションや商流構築を推進することで、寿司やおにぎり等の切り口で各国における非日系を含めた市場開拓・拡大を図る • 品目団体による展示会への出展や商談会の開催のほか、他品目との連携による顧客の深掘りや、拡大するグルテンフリー市場において米粉・米粉製品の需要開拓を図る • 容器・包装等の各種規制への対応に必要な取組を支援する • 英国のCPTPP加入に伴う関税撤廃を追い風に更なる輸出拡大を図る • 有機食品への関心の高まりを切り口に有機米の販売促進を図る
シンガポール・台湾・香港	61億円	141億円	• 輸出事業者が日系外食店・小売店を中心に需要を開拓しているが、一部では日本産米同士の競合が生じている • 他国産ジャポニカ米が安価で販売されており、価格による競争は限界 • 「冷めてもおいしい」といった日本産米の特性を訴求し、既存の販路に加え、非日系のレストランやスーパーとの商流やECサイトなど新たな販路の構築により更なる需要開拓を図る • 高級外食店・小売店に加え、手軽に食べられることが人気のおにぎり等のプロモーションを通じて日本産米の更なる市場開拓を図る
中国	0.8億円	128億円	• 指定精米工場及び登録くん蒸倉庫の追加や原発事故に伴う輸入規制の即時撤廃を、政府一丸となって強く働きかける • くん蒸対応の不要なパックご飯の需要拡大、認証の取得や必要な機械・設備の導入等を支援 • 中食・外食などの日系企業の海外展開を促進し、日本産米の利用拡大を図る • インバウンド向けを含め、日本料理店等をターゲットとしたプロモーションやバイヤー招へい等を通じた商流構築を推進
カナダ	6億円	104億円	• 炊飯の習慣が必ずしも一般的ではない中で、より簡便に日本産米を食することが可能なパックご飯の需要拡大を図りつつ、寿司等の日本食の広がりに応じた日本産米の需要開拓を図る
その他(中東、豪州等)	24億円	157億円	• 中食・外食などの日系企業の海外展開を促進し、日本産米の利用拡大を図る • インバウンドによる食消費の拡大を通じた輸出拡大との好循環の形成を図る

※ 四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しないことがある

2．輸出産地の育成・展開

育成すべき輸出産地	
【現状（2024年）】フラッグシップ輸出産地６産地 【目標（2030年）】フラッグシップ輸出産地30産地を目指す	
現状・課題	方策
・ 供給が追いつかず、旺盛な海外需要に応えきれていない ・ 他国産に比べ割高で、国際競争力も十分でない	・ 農地の大区画化等の基盤整備、農地の集積・集約化による分散錯圃の解消等の生産基盤の強化の推進、官民をあげた多収品種の普及・開発の拡大、スマート農業等と低コスト生産技術の導入・定着、輸出産地の規模拡大等に伴う精米施設・乾燥調製施設の整備等により、低コストで生産できる大規模輸出産地の形成や海外需要のある有機米の作付け拡大を推進

3．加工施設等の整備及び認証の取得

現状・課題	方策
・ 輸出先国・地域の規制等への対応が十分進んでいない ・ 物流における低コスト化や輸送効率の改善が十分行われていない	・ パックご飯や加工米飯について、輸出先国・地域の規制に対応するための国際認証等の取得や輸出向け生産に必要な機械・設備の導入等を支援 ・ 生産者と輸出事業者等のマッチングを促進する等、生産から販売までの国内外一貫したサプライチェーンの構築を推進 ・ 国内流通も含め、低コスト化や作業効率の改善につながる産地から精米工場への推奨フレコンによる出荷や鉄道へのモーダルシフトを推進

4．品目別団体を中心とした販路開拓

現状・課題	方策
・ 更なる輸出拡大が見込める主要輸出先国・地域での新たな購買層の深掘りや輸出事業者の進出が不十分な国・地域での市場開拓が不十分 ・ 海外における日本産米の理解醸成が十分でない	・ （一社）全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（全米輸）による輸出国・地域のマーケット情報の収集・発信、プロモーション活動を実施。実施に際しては、他の品目団体や輸出支援プラットフォームとも連携 ・ 現地ニーズを踏まえた商品提案や商流構築を行うため、現地にエージェントを設置 ・ 輸出支援プラットフォーム等とも連携して、消費者と事業者に対し、日本産米の多様性や特徴をＰＲするなど、マーケットに応じた訴求を図る ・ インバウンドによる食消費の拡大を通じた輸出拡大との好循環の形成を図る

全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（全米輸）の概要

○　米・米関連食品の海外需要の開拓・拡大のため、オールジャパンでの輸出を促進する全国団体（一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（全米輸））を平成27年８月13日に設立。
○　令和４年12月５日付けで輸出重点品目となっている**「コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品」の認定品目団体（※）として認定。**
（※品目団体の認定制度は、輸出促進法に基づき、輸出重点品目ごとに、**生産から販売に至る関係者が連携し輸出の促進を図る法人**を、その申請に基づき、**所管大臣が認定品目団体として認定するもの。令和７年５月30日付けで改訂された「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において、輸出重点品目は「米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品」に変更。）**

○目的
（1）我が国の良質な米・米関連食品の海外での需要の開拓・拡大を図り、世界のマーケットに届けるため、オールジャパンで取り組むべき共通課題の洗い出し・解決に向けた協力体制を構築すること。
（2）米、米関連食品輸出の拡大を通じて、我が国のコメ生産者の所得向上に資すること。
（3）米、米関連食品の輸出拡大に向けて、協議会会員間の相互の情報収集、共有を通じ、各種連携を促進し、必要に応じて輸出事業の共同展開に資すること。

○代表理事： 木村 良 （きむら りょう）
○会員数 ：139（令和８年９月30日現在）

（米輸出事業者、生産者団体等：88（クボタ、全農、神明、木徳神糧、千田みずほ、ホクレン等）、蔵元等：12、米菓メーカー等：10、パックご飯メーカー等：６、米粉メーカー等：９、その他：14（食品機器メーカー、外食事業者等））


認定農林水産物・食品輸出促進団体認定証


農林水産大臣から認定証を授与される木村理事長（中央）

○問い合わせ先（事務局）
ホームページ https://zenbeiyu.com/jp/
電話番号：03-5643-1720 FAX：03-5643-1721
メールアドレス jimukyoku@zenbeiyu.or.jp
所在地： 東京都中央区日本橋小伝馬町15－15 食糧会館 ６F

THIS IS
JAPAN QUALITY
日本のおいしい米。

全米輸による海外需要開拓の取組例

ANUGA 2025食品展示会への出展(ドイツ)(2025年10月)

欧州最大級の食品・飲料見本市であるANUGA 2025において全米輸ブースを出展（来場者数：約15万人、出展社数：約8,000社）。

現地バイヤーや食品関係者に日本産米・米関連食品の魅力をアピールし、購買意欲を醸成。会員のマーケティング活動と販路開拓を支援しつつ、持続可能な輸出モデルを構築。EU圏内で高まるおにぎりブームを活かし、おにぎりプロモーションを通して日本産米シェア拡大。



▲展示会会場の様子


▲おにぎりプロモーションの様子

UAE（ドバイ）におけるプロモーションイベント（2024年12月）

現地で輸入卸業者や小売店を招聘し、日本産米や関連食品の商談会を実施。

さらにドバイ総領事公邸で試食会を含むプロモーションイベントを開催し、現地事業者に商品を紹介。数々の現地事業者との商談が実現し、参加会員企業から成果含め前向きな反応が得られている。

事業実施後も更なる成約獲得に向けて、フォローアップを実施。


▲プロモーションイベントの様子


▲商談ミーティングの様子

アメリカにおける他品目団体等との連携事業（2024年10月）

重点市場であるアメリカでの新たな販路開拓を目的に、マイアミ、ヒューストンにおいて、日本養殖魚類輸出推進協会やJETRO・JFOODOと連携した取組を実施。

日本産米とぶり・たいなどの水産物が持つ個々の強みを掛け合わせた相乗効果により、単品では実現し得ないコンテンツパワーを創出し、寿司を中心とした知名度の高い人気料理を通じて日本産食材の魅力を最大限訴求。また、SNS等を活用した日本産食材のPRキャンペーンやレストランでのプロモーション（to C）とビジネスマッチング（to B）を連動させ、効果的な商流構築を図った。


▲ビジネスマッチングの様子


▲プロモーションイベント（寿司の提供）の様子

各国・地域で広がりを見せる「おにぎり」

○　おにぎりは、テイクアウトが可能で片手で手軽に食べられ、外食に比べコストパフォーマンスも高く、さらに健康食として、今後あらゆる地域で需要が拡大するポテンシャルを有する。
○　アジアのみならず北米、欧州、大洋州等の地域でおにぎりブームが到来。専門店の出店が相次ぐほか、スーパーマーケットやテイクアウト店での取り扱いも急増。
○　冷めてもおいしいなど、日本産米ならではの特性が最大限に生きる商材であり、日本産米の輸出拡大において極めて有効なコンテンツ。

（2026年7月時点）

（株）イワイ（アメリカ・フランス）



（店舗数：5店舗）

- アメリカ（NY、NJ、CA）とフランス（パリ）におむすび専門店**「おむすび権米衛」**を展開。
- **玄米形態で輸出**し**現地店舗で精米**することで、精米したての米を使ったおむすびを消費者へ提供。
- 国内外店舗を問わず、**店舗で使用される全ての米を生産者と直接契約**。
- コロナ禍によるテイクアウト需要で売上げが加速。

百農社（香港、アメリカ）





- 香港のオフィス、ショッピングモール、地下鉄駅構内等において、おむすび専門店**「華御結」**及び**「OMUSUBI」**を１５０店舗展開。
- 米は全て日本産を使用。品質の均一化・多店舗展開に対応するため、**おむすびは全て自社工場で製造**。
- 2026年５月には**アメリカ（ロサンゼルス）で１号店を開店**。

（株）パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス（シンガポール・香港・マカオ・台湾・マレーシア・アメリカ）



（店舗数：22店舗）

- **DON DON DONKI**店内で、握りたてのおにぎりと精米したての米を提供する日本産米専門店**「冨田精米（シンガポール・マレーシア・香港・マカオ・台湾）」「安田（やすだ）精米（香港・台湾・アメリカ（ハワイ・グアム・カリフォルニア））」**を展開。
- おにぎりを食べてもらう**飲食業**と日本産米を買ってもらう**物販業**が併存する従来にない**ハイブリッド型**。
- **玄米輸出、現地精米**をすることで、鮮度の高い日本産米を提供。

ＫＮＴ－ＣＴホールディングス（株）（アメリカ）

ONIGIRI SUN From Japan







- 旅行会社として**日本の食材と日本産米の魅力を海外へ向け発信**し、地域創生を目指す「**コメイノベーション事業**」を開始。
- フードトラックでの、おにぎりのテスト販売を経て、**「ONIGIRI SUN」**をロサンゼルスに展開。2026年７月にはロサンゼルスに２号店を開店。
- 玄米輸出、現地精米した日本産米で、**握りたてのおにぎりを提供**。具材には鮭・明太子・昆布等の定番に加え、大豆ミートそぼろ等、**ヴィーガンにも対応**。飲料にも日本発の玄米デカフェを提供。

（店舗数：２店舗）

コメ海外市場拡大戦略プロジェクト

○　「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」は、米の輸出量を飛躍的に拡大すべく、平成29年9月に立ち上げ。
○　本プロジェクトは、目標及び取組方針を掲げて米・米加工品の輸出拡大に取り組む事業者・産地が参加可能なプラットフォームであり、参加者への支援を実施。

《国による支援》
・戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地（産地）等が連携して実施する取組を後押し
・（新たに）輸出に取り組む事業者・産地に対するマッチング・相談等サポート
・輸入規制についての情報発信

支援

戦略的輸出基地
（160産地※）

海外マーケットに対応可能な、質、数量、価格の面で競争力を有する米の生産を推進。



連携

戦略的輸出事業者
（卸、輸出商社など98事業者※）

輸出拡大の目標、当該目標達成のためのターゲット国・地域・市場及び取組方針を掲げ戦略的に海外市場を開拓。



※　2026年9月30日現在

連携

農林水産物・食品
輸出支援プラットフォーム
（在外公館、JETRO海外事務所、JFOODO海外駐在員）

認定農林水産物・
食品輸出促進団体
（一般社団法人 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会）

産地と輸出事業者が一体となったマーケットイン型の海外需要開拓

輸出目標の達成に向けた
米・米加工品輸出の飛躍的増加

主な米の輸出産地①

○　海外の規制やニーズに対応して継続的に輸出に取り組む手本となる「フラッグシップ輸出産地」の拡大を図り、2030年に30産地を目指す。（「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において、育成すべき米輸出産地の目標として設定。）

○　年間1,000トン超の米輸出を目標とする30産地を中心に、低コスト生産等の取組を支援し、競合する他国産米との国際競争力を高めていく必要。

年間1,000トン超の米輸出を目標とする30産地（令和８年１月末現在）

- 30産地で、令和６年の米の輸出量約45,000トンの９割をカバー。
- フラッグシップ輸出産地は９産地（青色の産地）。
- それらの産地では、多収性品種の導入等による低コスト生産と大ロット安定供給できる。産地形成が実現されているところ。

北陸

➢　新潟県
- 新潟クボタグループ
- 全農新潟県本部
- 新・新潟米ネットワーク

➢　富山県
- みな穂農業協同組合
- 全農富山県本部

➢　石川県
- 全農石川県本部

➢　福井県
- 福井県農業協同組合

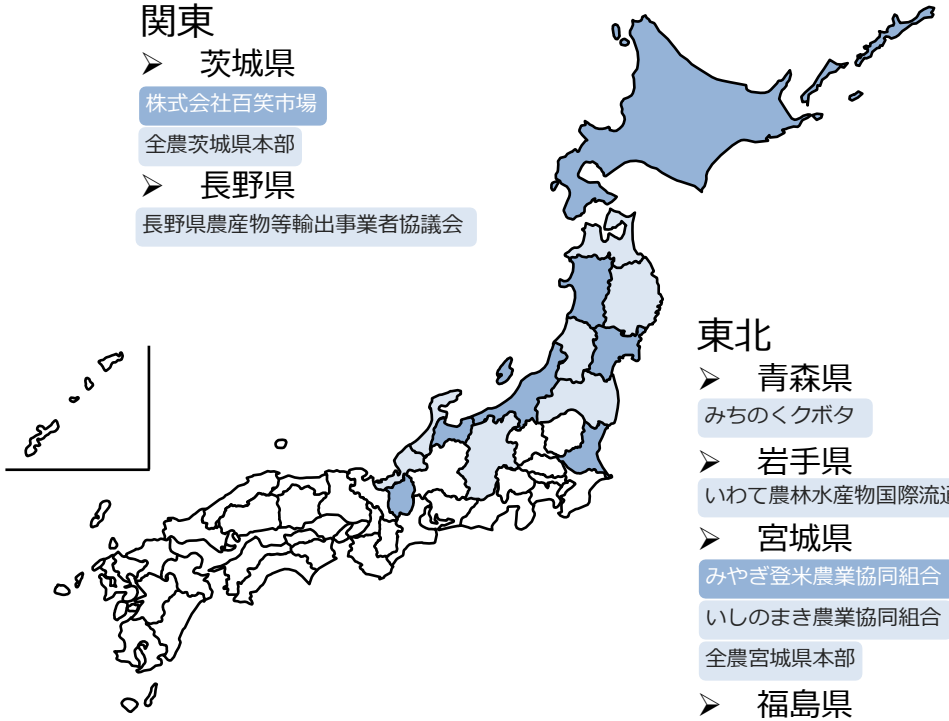
近畿

➢　滋賀県
- 全農滋賀県本部
- 滋賀蒲生町農業協同組合

関東

➢　茨城県
- 株式会社百笑市場
- 全農茨城県本部

➢　長野県
- 長野県農産物等輸出事業者協議会



北海道

➢　北海道
- ホクレン農業協同組合連合会
- 新篠津村農業協同組合
- 松原米穀契約生産者組合
- 東川町農業協同組合
- 芦別RICE
- 北海道産米輸出促進協議会

東北

➢　青森県
- みちのくクボタ

➢　岩手県
- いわて農林水産物国際流通促進協議会

➢　宮城県
- みやぎ登米農業協同組合
- いしのまき農業協同組合
- 全農宮城県本部

➢　福島県
- ＪＡグループ福島米輸出連絡会議

- 秋田県農畜産物輸出促進協議会「グローバルリーチAKITA」
- 秋田ふるさと農業協同組合
- 大潟村農産物・加工品輸出促進協議会
- 南東北サンシャインファーム
- 鶴岡市農業協同組合
- 庄内こめ工房
- 全農山形県本部

注）輸出量の割合は、各産地から聞き取った実績を積み上げたものを基に計算。

主な米の輸出産地②

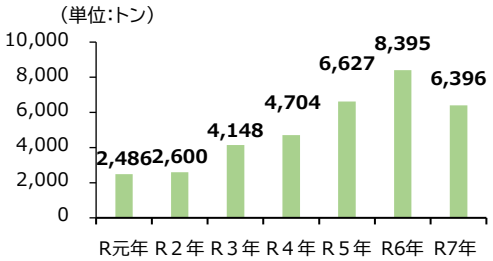
ホクレン農業協同組合連合会



【取組内容】
国内需要への安定供給に取り組む一方で、将来的な国内需要の減少傾向を見据え、平成27年からコメの輸出を開始。
食味等の品質バランスへの影響も考慮しながら、直播栽培の拡大や多収品種の開発・普及により生産コストの削減に継続的に取り組んでいる。
また、北海道米の良食味のアピール、認知度向上の取組により、輸出拡大を推進。

【生産実績】
令和7年の生産量は6,396トンで、北米、台湾、香港、タイ、シンガポール等に輸出。

○輸出用米の生産量



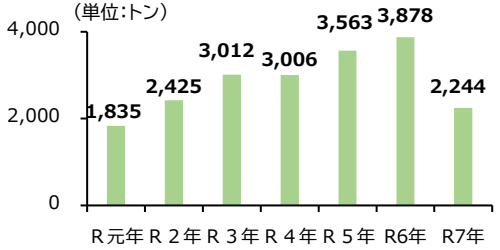
みやざ登米（とめ）農業協同組合



【取組内容】
主食用米の消費減少や、海外における日本食レストランの増加等もあり、平成29年に、大手米卸の提案をきっかけに輸出を開始。
「コメ新市場開拓等促進事業」も活用して、つきあかり等の多収性品種の導入と併せて、耕畜連携による堆肥の有効活用を図り低コスト生産を推進。

【生産実績】
R7年度の目標として掲げていた3,000トンをR3年度に達成。
令和7年の生産量は2,244トンで、香港、米国、シンガポール等に輸出。

○輸出用米の生産量



新篠津村（しんしのつむら）農業協同組合

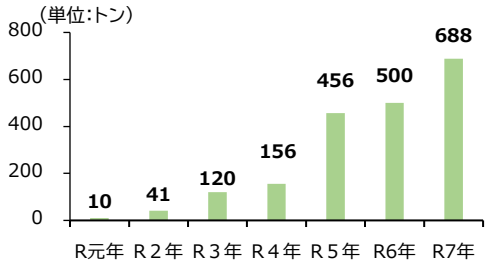




【取組内容】
平成26年より、東京のおむすび店からのアメリカ出店の話を契機に輸出を開始。
健康や安全・安心に対する関心が強まり、クリーン農業への期待は一段と高まってきているため、安全・安心で美味しい農産物の供給に向けて、組合員全員が栽培履歴の記録を行うとともに、GABA米の生産や化学肥料や農薬の使用を減らすための取組を推進。土づくりについても、稲わらの堆肥化を図るなど、環境との調和に配慮。

【生産実績】
令和7年の生産量は688トンで、米国、フランス、シンガポール、台湾等に輸出。

○輸出用米の生産量



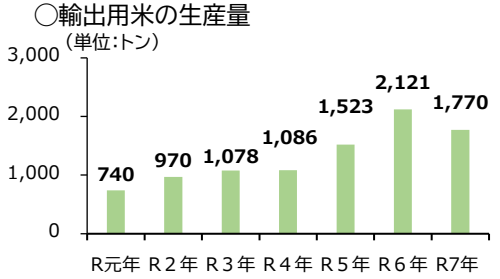
株式会社百笑市場（ひゃくしょういちば）



【取組内容】
国内米の需給安定、生産農家の所得向上に資するため、日本産米の海外における需要の増加を背景として、平成28年より輸出を開始。
「コメ新市場開拓等促進事業」も活用し、多収性品種（にじのきらめき、ハイブリッドとうごうシリーズ）の契約栽培や「茨米」ブランドの展開を推進。そのほか、ドローンによる直播・病害虫防除等の省力・低コスト化の取組を推進。

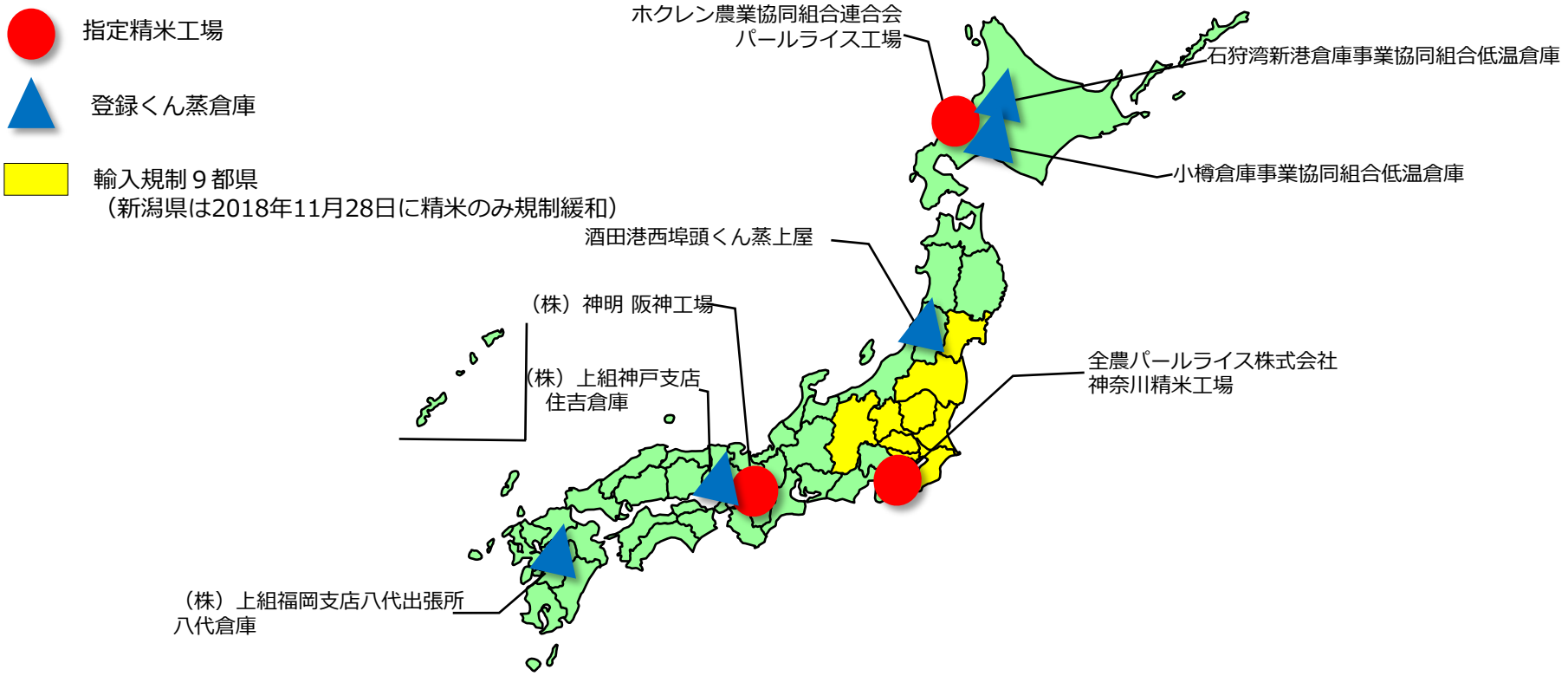
【生産実績】
令和7年の生産実績は約1,770トンで、32ヵ国以上に輸出している。

○輸出用米の生産量



（参考）中国向け米輸出の状況

○　中国向けに精米を輸出するためには、指定精米工場における精米及び登録くん蒸倉庫におけるくん蒸が必要。
○　現在、指定精米工場は3か所、登録くん蒸倉庫は５か所。(2018年5月の日中首脳会談後、精米工場２施設及びくん蒸倉庫５施設が追加。)
○　また、福島第一原子力発電所事故により、９都県産米の輸出が停止。（2018年11月に、新潟県産の精米の規制のみ緩和。）

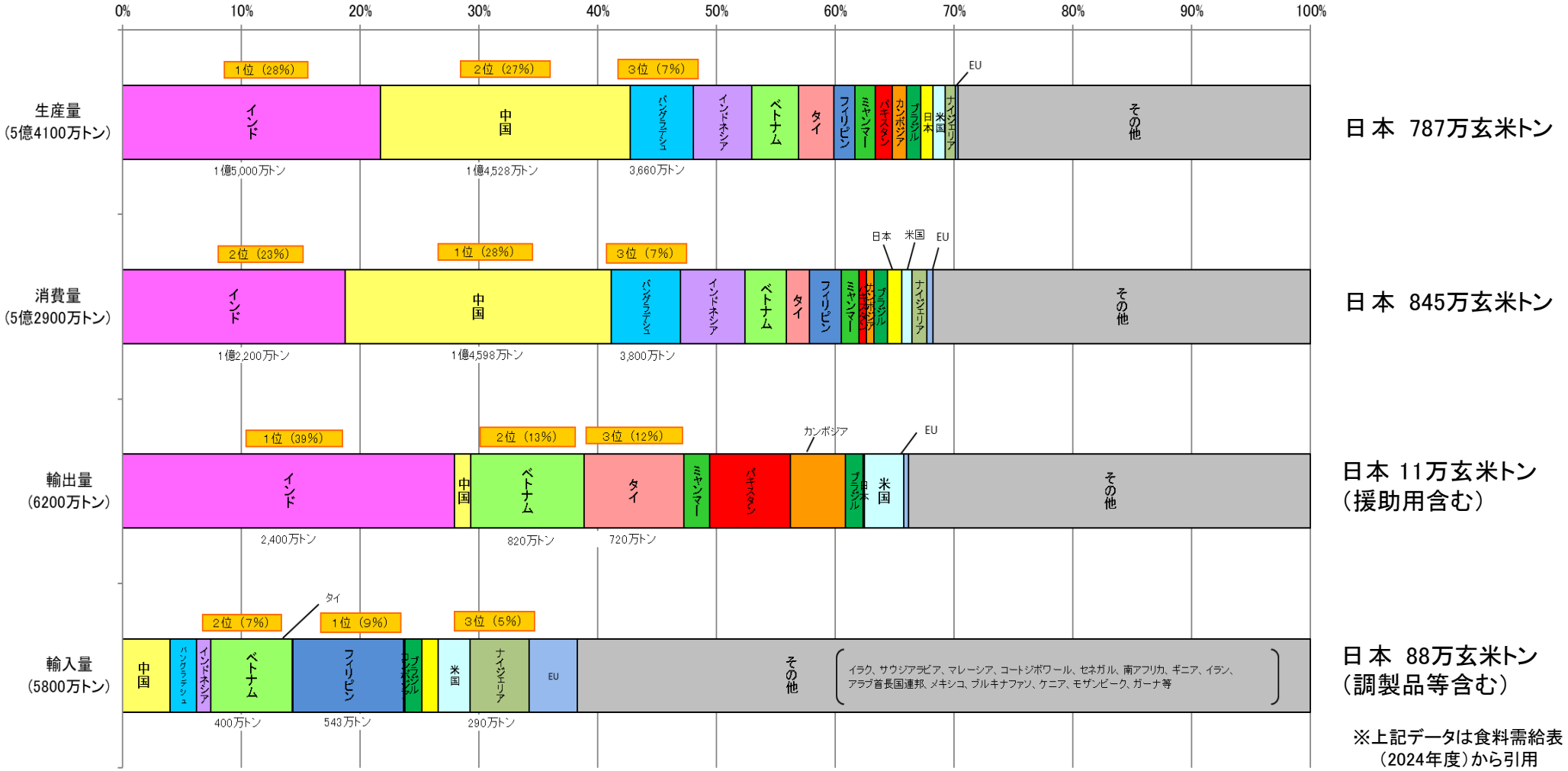


中国向け 精米輸出実績	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年 (1～8月)
数量(トン)	298	524	1,007	1,002	575	764	526	172	59	38
金額 (百万円)	97	211	363	321	219	262	170	64	30	30

世界のコメ需給の現状（主要生産国、輸出国等）

○ 世界のコメ生産量は約５億精米トン（うち日本は約1.4%）。第１位はインド（1.5億トン）で全体の約30%を占める。

○ 世界のコメの輸出量は、約６千万精米トン。このうち、第１位はインドで全体の約40%を占める。

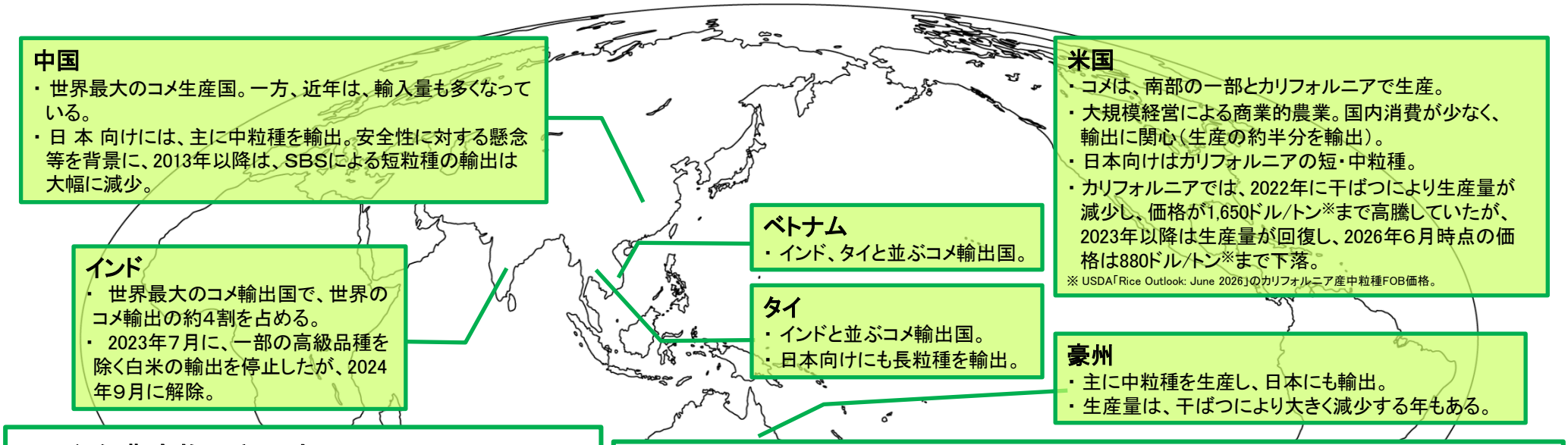


※上記データは食料需給表（2024年度）から引用

出典：「PS&D」（米国農務省）（2024/25年 、精米ベース）（2025年９月時点）

コメ輸出国の動向

○　コメの生産に占める貿易の割合（貿易率）は、他の農産物に比べて低く、このため、国際価格は変動しやすい。
○　我が国は、輸出大国であるタイや、米国、豪州、中国等からミニマムアクセス米として毎年77万トンを輸入。



中国
・世界最大のコメ生産国。一方、近年は、輸入量も多くなっている。
・日本向けには、主に中粒種を輸出。安全性に対する懸念等を背景に、2013年以降は、SBSによる短粒種の輸出は大幅に減少。

インド
・世界最大のコメ輸出国で、世界のコメ輸出の約4割を占める。
・2023年7月に、一部の高級品種を除く白米の輸出を停止したが、2024年9月に解除。

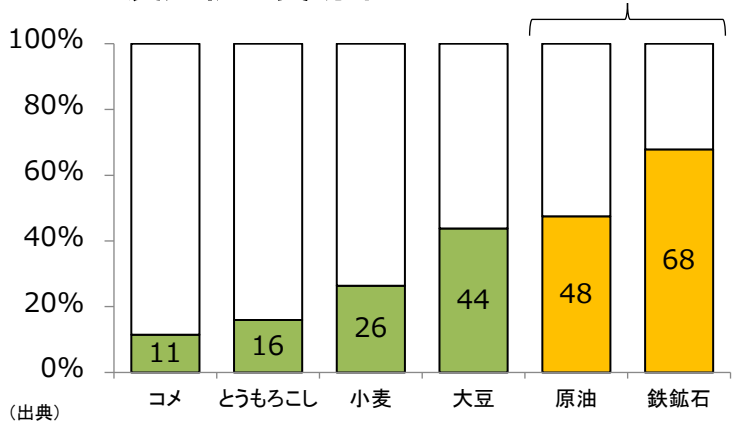
ベトナム
・インド、タイと並ぶコメ輸出国。

タイ
・インドと並ぶコメ輸出国。
・日本向けにも長粒種を輸出。

米国
・コメは、南部の一部とカリフォルニアで生産。
・大規模経営による商業的農業。国内消費が少なく、輸出に関心（生産の約半分を輸出）。
・日本向けはカリフォルニアの短・中粒種。
・カリフォルニアでは、2022年に干ばつにより生産量が減少し、価格が1,650ドル/トン※まで高騰していたが、2023年以降は生産量が回復し、2026年6月時点の価格は880ドル/トン※まで下落。
※ USDA「Rice Outlook: June 2026」のカリフォルニア産中粒種FOB価格。

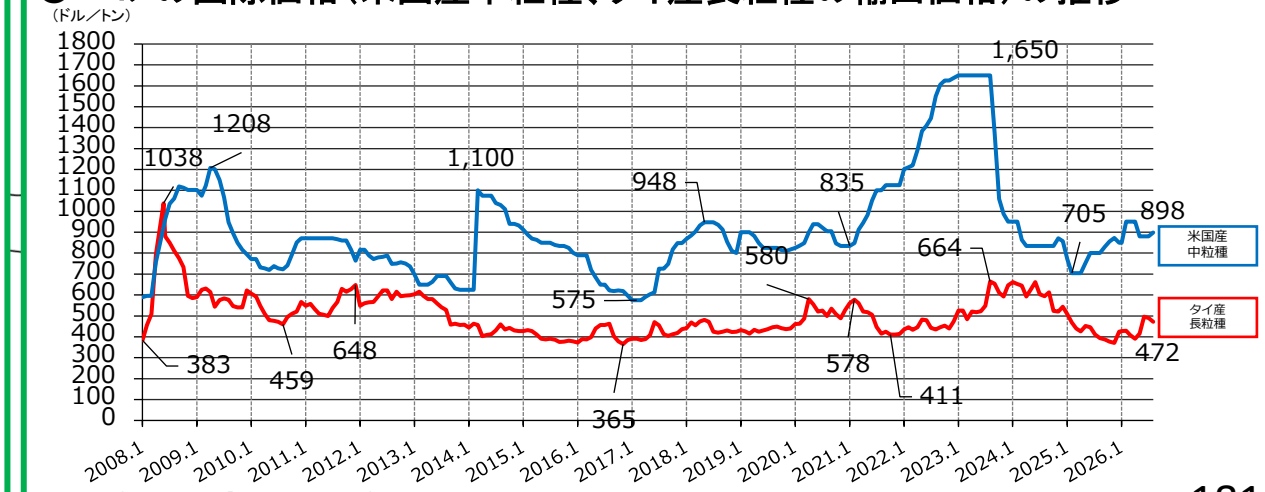
豪州
・主に中粒種を生産し、日本にも輸出。
・生産量は、干ばつにより大きく減少する年もある。

○　主な農産物の貿易率



（出典）
コメ、とうもろこし、小麦、大豆 ：PSD(米国農務省)（2026年3月時点）（2025/26年の数値）
原油：「Statistical Review of World Energy 2025(EI)」
鉄鉱石：「2025 World Steel in Figures（World Steel Association）」（2023年の数値）
（注）貿易率＝世界の輸出量／世界の生産量×100

○　コメの国際価格（米国産中粒種、タイ産長粒種の輸出価格）の推移



出典：米国産中粒種：USDA「Rice Outlook」、タイ産長粒種：タイ国貿易取引委員会
注1：タイ産長粒種はうるち精米長粒種2等相当の月初価格　　注2：最新のデータは2026年6月の価格（米国産中粒種　880ドル/トン、タイ産長粒種　496ドル/トン）。

経営規模・生産コスト等の内外比較

- 我が国と輸出国の間には、国土条件の制約などにより、国内生産者の努力だけでは埋めることのできない農業生産性の格差が存在。
- 米の生産コストは、米国と比較して4.1倍の差（2024年）。
- 我が国では、トラクタや自脱型コンバインのほか、田植機といった各工程に係る専用機を多くの生産者が保有し、自ら作業。一方、米国では、基本的にはトラクタと普通型コンバインを所有し、播種や防除、施肥作業は専門業者に委託。

○ 農業経営規模（国際比較）

［農家（農業経営体）の経営規模（他の先進国との比較）］

	日本（2024年）	米国（2025年）	EU（2020年）	豪州（2022年）
平均経営面積（ha）	3.6	189.8	17.1	4202.6

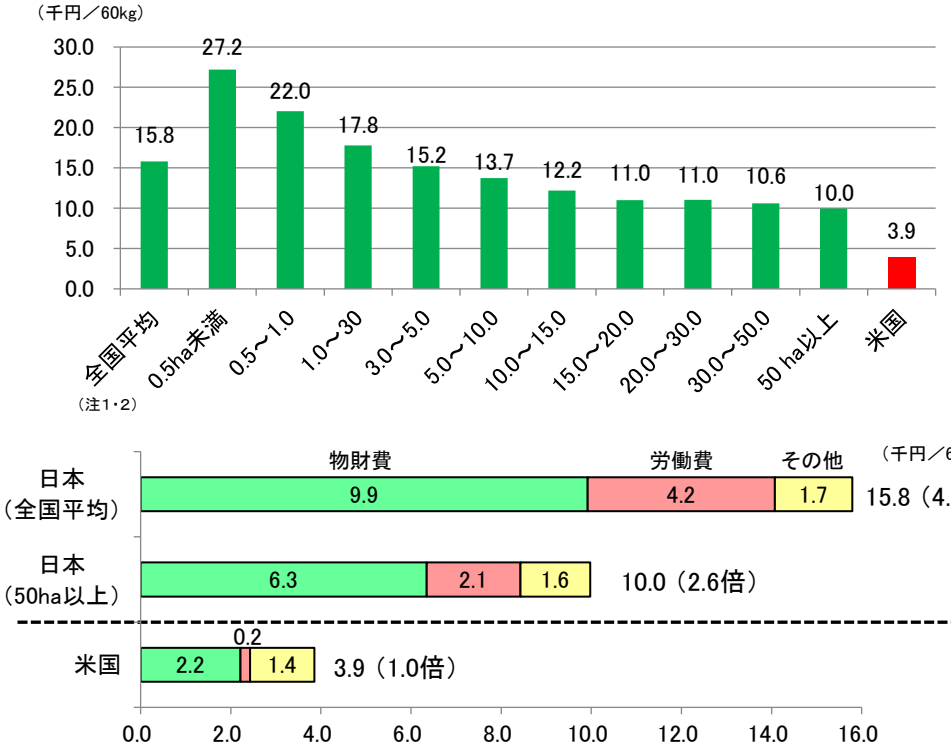
出典：日本は、「令和6年農業構造動態調査」
日本以外の国・地域は、
米国は、「Farms and land in Farms 2025 Summary」（米国農務省）
EUは、「Key figures on the European food chain 2024 edition」（欧州委員会）
豪州は、「Agricultural Commodity Statistics 2023」（豪州農業資源経済局）
注：日本は農業経営体1経営体当たりの経営耕地面積。
豪州は、全経営耕地面積を、農家個数で除した値である。

- 日本（コメ農家（農業経営体）の平均）：約2ha
- 米国（カリフォルニア州のコメ農家の平均）：約147ha
- 豪州（ニュー・サウス・ウェールズ州の平均）：約74ha
- 中国（黒龍江省のコメ農家（国営農場所属）の平均）：10ha程度
（※300haを超える農家もある）

出典：日本は、「2025年 農林業センサス」（農林水産省）
米国は、「2022 CENSUS OF AGRICULTURE」（米国農務省）
豪州は、「Statistical Summary (2025 Crop)」（ニュー・サウス・ウェールズ州政府）
中国は、民間研究報告より
注：（ ）内は日本に対する倍率である。

日本の農業経営規模に比べ、EUは約5倍、米国は約53倍、豪州は約1,167倍。
コメ農家については、米国（カリフォルニア州）は約74倍。

○ 米国とのコメ生産コストの比較（2024年）



資料：USDA「Commodity Costs and Returns」（2024）、1US＄＝151.37円（国際通貨基金）
農林水産省農産物生産費統計（個別経営体）（組替集計）
注1：生産コストは資本利子・地代全額算入生産費。
注2：農林水産省農産物生産費統計（個別経営体）（組替集計）における集計対象のコメ農家の平均作付面積は1.9ha。
経営耕地面積30ha以上かつ10a当たり資本・利子地代全額算入生産費に対する「賃借料及び料金」の割合が50%以上の経営体を除いた個別経営体の数値である。

日米の水稲栽培法の主な違い

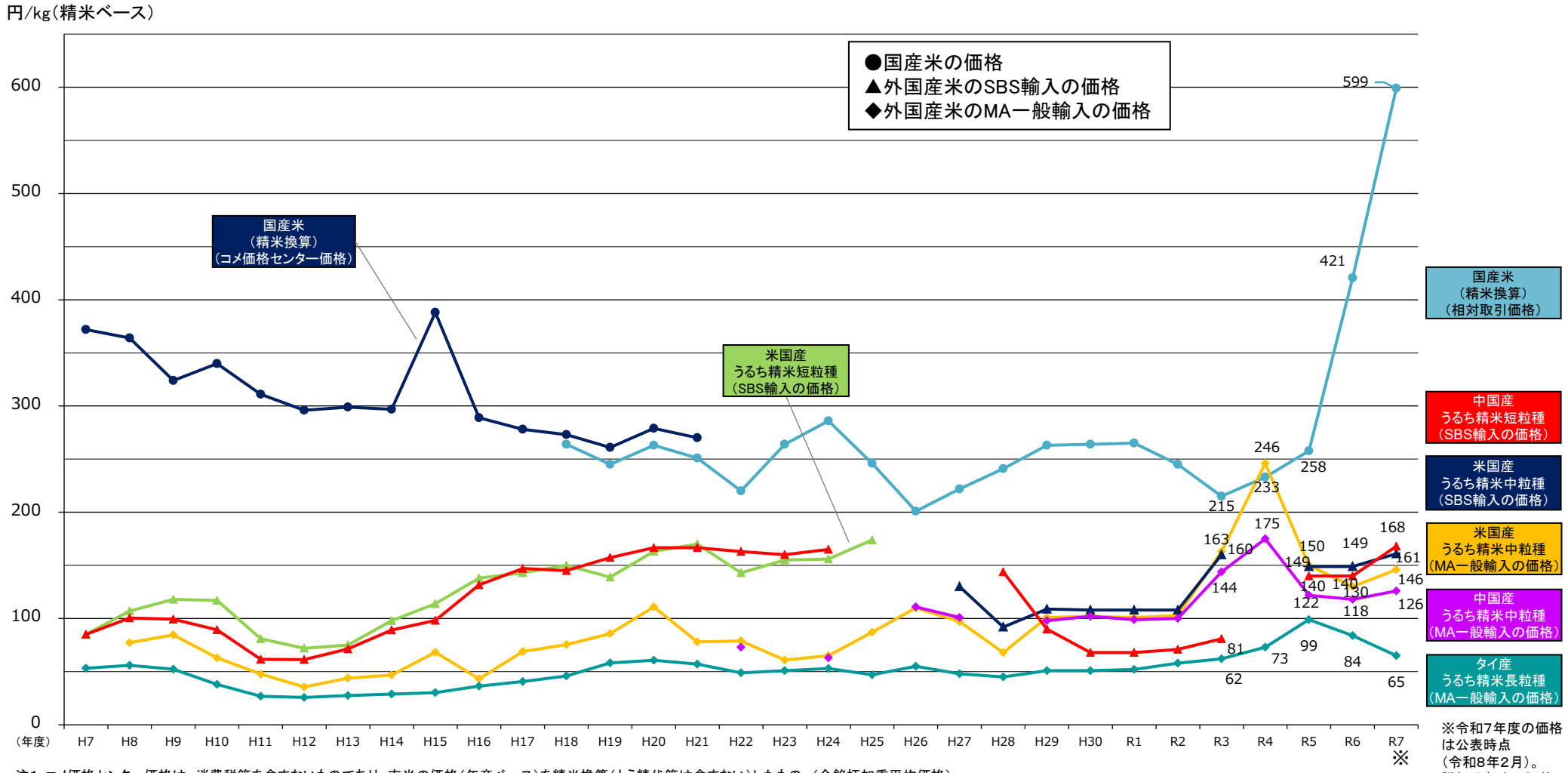
○ 我が国は、0.3～0.5ha区画を中心とした水田に合う中型機械による稲作が行われているのに対して、米国の稲作は広大な農地に簡易に畦を造成した大区画（10ha区画程度）で、種もみを飛行機で直接、播種する等、栽培法が大きく異なり、効率性に大きな格差。

	日本	米国(カリフォルニアの典型的生産法)
経営規模 [1ha=10,000㎡]	**水稲作付面積　全国平均**　1.8ha **北海道**　9.5ha **１区画規模**　**～1ha程度**	**約320ha** **約1.8km×1.8km相当** **東京ドーム約70個相当** **１区画規模　～10ha程度**
トラクター	 20～50**馬力** **30馬力：0.2ha/時**	 95～225**馬力** **→購入又はリース** **200馬力：1.2ha/時**
播種・育苗・移植直播	 **ハウス内等で播種・育苗** **→　田植機により移植** 4～10**条植：** 0.2～0.45ha/**時**	 **種もみを飛行機から** **直接播種** **→専門業者に外部委託**
収穫	 **自脱型コンバイン** 3～6**条刈：** 0.15～0.3ha/**時**	 **大型コンバイン** **→購入又はリース** **刈幅6m：1ha/時**

出典：水稲作付面積「2020年農林業センサス」、 University of California Cooperative Extension : Sample Costs to Produce Rice (2012)ほか

コメの内外価格差

○　米国産中粒種の価格は、令和４年度は干ばつの影響で上昇したが、令和５年度以降は下落。
○　国産米の価格は令和６年度以降上昇し、国産米と外国産米との価格差が大幅に拡大。



※令和7年度の価格は公表時点（令和8年2月）。詳細は各注に記載。

注1：コメ価格センター価格は、消費税等を含まないものであり、玄米の価格（年産ベース）を精米換算（とう精代等は含まない）したもの。（全銘柄加重平均価格）
注2：相対取引価格は、消費税等を含まない価格を試算したものであり、玄米の価格（年産ベース、当該年産の出回りから翌年の10月（令和7年産は出回りから令和8年8月までの価格）を精米換算したもの。（全銘柄加重平均価格）
注3：SBS輸入の価格は政府買入価格（年度ベース）であり、港湾諸経費を含む（加重平均価格）。平成 26年度の米国産うるち精米短粒種、令和4年度の米国産うるち精米中粒種、25年度～27年度及び令和4年度の中国産うるち精米短粒種の輸入実績はない。
注4：MA一般輸入の価格は政府委託契約価格（年度ベース）であり、港湾諸経費を含まない（加重平均価格）。平成21年度以前及び平成23、25、28年度の中国産うるち精米中粒種の輸入実績はない。
注5：為替レートは「International Financial Statistics」（IMF）。

コメの輸入制度

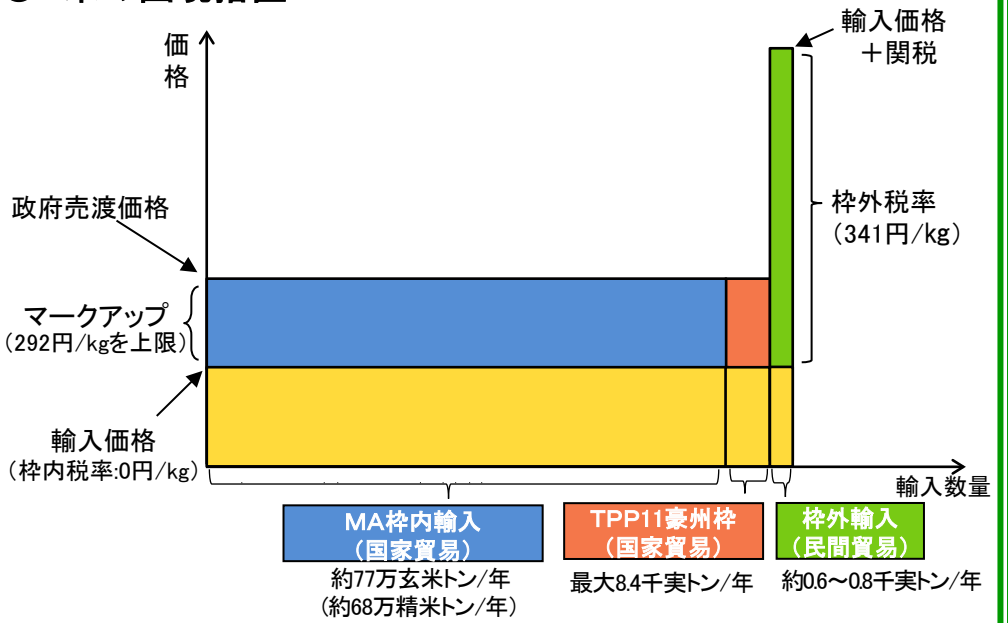
○ ガット・ウルグアイ・ラウンド合意（ＷＴＯ協定）に基づき、それまで輸入がほとんど行われていなかった米についても、最低限の輸入機会を提供することとし（ミニマム・アクセス米（ＭＡ米））、1995年度以降、ミニマム・アクセス数量（現在は77万玄米トン）について、無税の輸入枠（関税割当）を設定。

○ ＭＡ米については、国産米に極力影響を与えないようにするため、国が一元的に輸入して販売（国家貿易）。

○ ＴＰＰ１１協定においては、国家貿易制度を維持し、豪州向け国別枠（関税割当）を設定。

○ ＭＡ米及びＴＰＰ１１豪州枠以外の輸入には、高水準の枠外税率を設定。

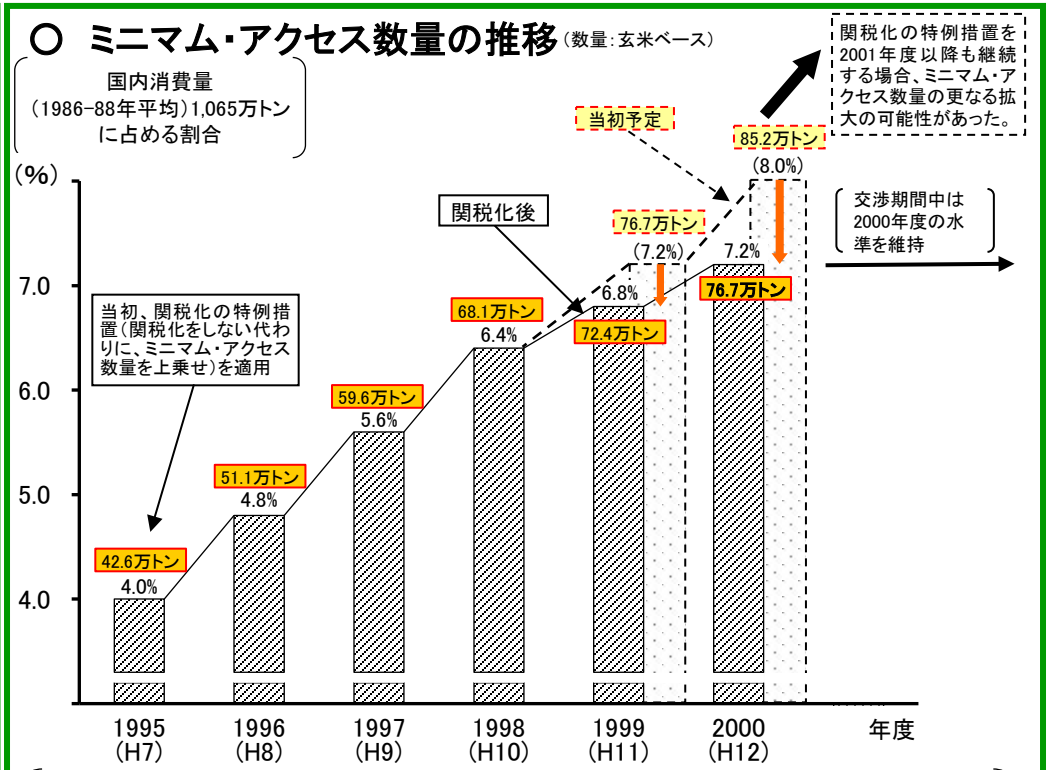
○ 米の国境措置



（注）
○ 国を通さない輸入（民間の輸入）については、
- 1998年度までは輸入許可制
- 1999年度に関税化（関税を払えば誰でも輸入できる）

○ TPP11協定を除く経済連携協定においては、米について、関税削減・撤廃から除外されている。
○ TPP11豪州枠の数量は、2018年度は2千実トン（12～3月分のみ）、2019－2020年度は6千実トン、それ以降は毎年240実トンずつ増加し、2030年度以降は8.4千実トン。

○ ミニマム・アクセス数量の推移（数量：玄米ベース）



○ 当初、関税化を行わない代わりに「4%→8%(5年)[毎年0.8%増加]」という上乗せされたMA数量を設定。
○ 1999年に関税化したことに伴い、毎年の増加率は0.4%に半減し、MA米の数量（2000年度時点）は当初予定されていた85.2万トンから76.7万トンに縮減。
○ MA米以外の輸入には、高水準（341円/kg）の枠外税率を設定。

ＭＡ米の運用に関する政府の方針・見解

○　ＭＡ米を受け入れた際、政府として「米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わない」との方針を決定。

○　ミニマム・アクセスは輸入機会の提供だが、MA米については国が輸入を行う立場にあり、通常の場合にはミニマム・アクセス数量の全量を輸入。

○　ガット・ウルグアイ・ラウンド合意受入時の閣議了解（細川内閣）

ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針（抜粋）

（平成５年１２月１７日　閣　議　了　解）

（別紙）

対策項目

１　米の生産・供給安定対策

米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わないこととし、引き続き、安定的な国内生産が可能となり、国民への安定供給を確保できるよう、中期的観点に立った備蓄と用途に応じた需給均衡を確保することができる新たな米管理システムを整備する。

○　MA輸入に関する政府統一見解

ウルグアイ・ラウンド農業協定におけるコメのミニマム・アクセス機会の法的性格に関する政府統一見解

(1)　コメについて、ウルグアイ・ラウンド農業協定に基づき、ミニマム・アクセス機会を設定する場合、我が国が負う法的義務の内容は、コメの国内消費量の一定割合の数量について輸入機会を提供することである。

(2)　ただし、コメは国家貿易品目として国が輸入を行う立場にあることから、ミニマム・アクセス機会を設定すれば、通常の場合には当該数量の輸入を行うべきものと考えている。

(3)　しかし、我が国が輸入しようとしても、輸出国が凶作で輸出余力がない等客観的に輸入が困難な状況もありえないわけではなく、かかる例外的なケースにおいて、現実に輸入される数量がミニマム・アクセス機会として設定される数量に満たなかったとしても、法的義務違反が生じるものではないと理解している。

（平成６年５月27日に衆議院予算委員会で公表。当時の内閣は羽田内閣）

食料供給困難事態対策法等における位置付け

○食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針（抜粋）

Ⅳ 各段階における対策

１　本部設置期間以外の期間において実施する措置の総合的な推進

食料供給困難兆候が発生する前の段階における対策

（２）総合的な備蓄の推進

ア 特定食料

国内で自給可能な米穀については、食糧法にのっとり、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」に基づいて国が主食用米を備蓄しているほか、民間在庫が150万～200万トン程度存在していると見込まれる。これらにより平時需要の約２割（140万トン）以上を確保可能であることから、食料供給困難事態の目安である全国的に供給が２割以上減少する事態にも対応可能となっている。これらの対応によってもなお、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれがある事態に至った場合にはミニマム・アクセス米を活用することとし、その具体的方法を事前に検討する。

○食料供給困難事態対策法（抜粋）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～二　略

三　食料供給困難兆候　干害、冷害その他の気象上の原因による災害、植物に有害な動植物又は家畜の伝染性疾病の発生又はまん延その他の事象が生じたことにより、特定食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、特定食料の安定供給の確保のための措置を講じなければ食料供給困難事態の発生を未然に防止することが困難になると認められる事態をいう。

四　食料供給困難事態　特定食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれが高いため、国民生活の安定又は国民経 済の円滑な運営に支障が生じたと認められる事態をいう。

第十二条　（略）

３　本部長は、食料供給困難事態において、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれがあると認めるときは、その旨の公示をし、及びその旨を国会に報告するものとする。

（参考）平成５年産米の不作に伴う緊急輸入の経緯

○ 平成３年の不作（作況指数95）以後、持越在庫の水準が低かったことに加え、平成５年に大不作となったこと（平成５年10月末政府在庫水準23万トン、作況指数74）で、国産米だけでは国民が必要とする米の供給ができない事態が発生。

○ このため、平成５年から平成6年にかけて**、アメリカ、 中国、オーストラリア及びタイから合計259万トンの緊急輸入**を実施。

○ 平成５年12月から緊急輸入米の売却を行ったが、猛暑による消費減、平成６年産米（作況109）の出回り、輸入米に対する嗜好・品質の問題等により、需給が大幅に緩和する中で、平成６米穀年度（RY）における販売数量は161万トンに留まった。**持越在庫98万トンについては、飼料用、援助用等に処理**。

○平成6RYにおける緊急輸入米の国別・用途別売却数量

（単位：万トン）

	買入数量	売却数量			H6.10末在庫
			主食用	加工用	
米国	55	43	43	-	12
中国	108	54	49	5	54
豪州	19	16	16	-	3
タイ	77	48	35	13	29
合計	259	161	143	18	98

○平成6年10月末時点の持越在庫(98万トン)の処理状況

（単位：万トン）

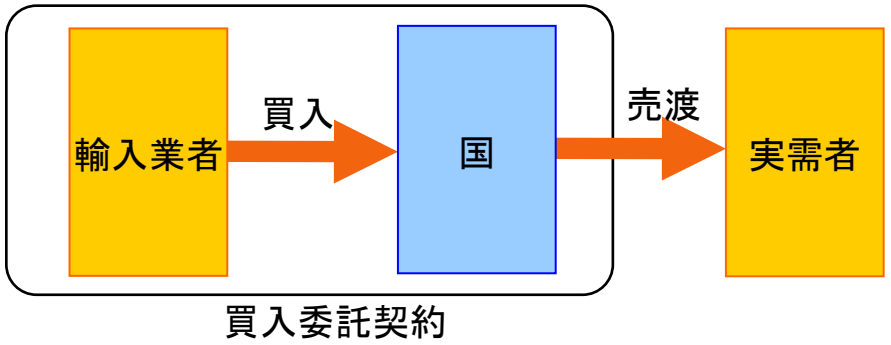
	H6.10末在庫	売却数量				
			主食用	加工用	飼料用	援助用
米国	12	12	3	-	1	8
中国	54	54	6	3	22	23
豪州	3	3	3	-	0	-
タイ	29	29	0	4	-	25
合計	98	98	11	7	23	56

注：米穀年度（RY）は、前年11月から当年10月までの１年間を指す。
注：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

国家貿易によるコメの輸入の仕組み

○　国は、入札によって決定した輸入業者を通じて買入れ。ただし、ＭＡ米の一部（77万玄米トンのうち最大10万実トン）及びＴＰＰ１１豪州枠について、国家貿易の枠内で、輸入業者と国内の実需者の実質的な直接取引を認めている（ＳＢＳ輸入）。

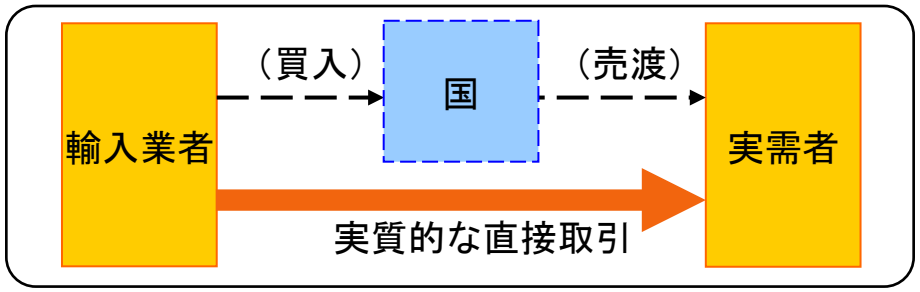
【一般輸入】（MA米のうち、77万玄米トンーSBS輸入数量）



①　輸入業者が国の入札に参加。
②　国と輸入業者（落札業者）が買入委託契約を締結。
③　国が輸入業者から買い入れ。
④　その後、国が別の入札によって国内の実需者に売り渡し。

⇨　価格の面で国産米では十分対応し難い加工用、飼料用等の非主食用に販売。

【SBS（Simultaneous Buy and Sell：売買同時契約）輸入】（MA米のうち最大10万実トン、TPP11豪州枠）



①　**輸入業者と国内の実需者がペアで国の入札に参加。**
②　国の売渡価格と買入価格の差（マークアップ）が大きいものから落札。
③　国と輸入業者・実需者（落札ペア）の3者間で特別売買契約を締結。
④　国が輸入業者からの買入れと実需者への売渡しを同時に実施。

⇨　主に主食用に販売。

※：輸入数量の単位は、一般輸入については玄米トン、SBSについては実トン。

ＭＡ米の輸入状況

○　ＭＡ米の主な輸入先国は、米国、タイ、豪州、中国など。

○　国別の輸入数量は、国内の実需者のニーズ、輸出国の生産量及び作付品種の状況、輸出余力等を勘案しながら行う入札の結果として決定される。

○　MA米の輸入数量（輸入先国別及び輸入方式別）

（単位：千玄米トン）

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
米国	194	233	290	313	339	356	364	361	355	361	362
タイ	107	144	151	152	159	168	146	153	153	185	186
中国	32	40	46	78	86	99	136	112	110	98	84
オーストラリア	87	87	95	109	115	120	110	96	90	20	19
その他	5	6	13	29	24	24	11	44	51	103	116
合計	426	511	596	681	724	767	767	767	759	767	767
（うち一般輸入）	415	488	537	551	591	632	655	710	647	661	655
（うちSBS輸入）※	11	22	55	120	120	120	100	50	100	94	100

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
米国	358	358	430	358	356	358	362	359	359	359	376
タイ	179	243	261	332	345	241	281	351	332	344	375
中国	76	82	72	71	19	56	46	1	55	56	3
オーストラリア	52	－	－	－	40	71	64	41	14	1	7
その他	102	13	6	5	6	40	13	15	6	6	7
合計	767	696	769	767	767	767	767	767	767	767	767
（うち一般輸入）	654	585	658	655	725	658	656	700	754	734	685
（うちSBS輸入）※	100	100	100	100	37	100	100	61	12	29	73

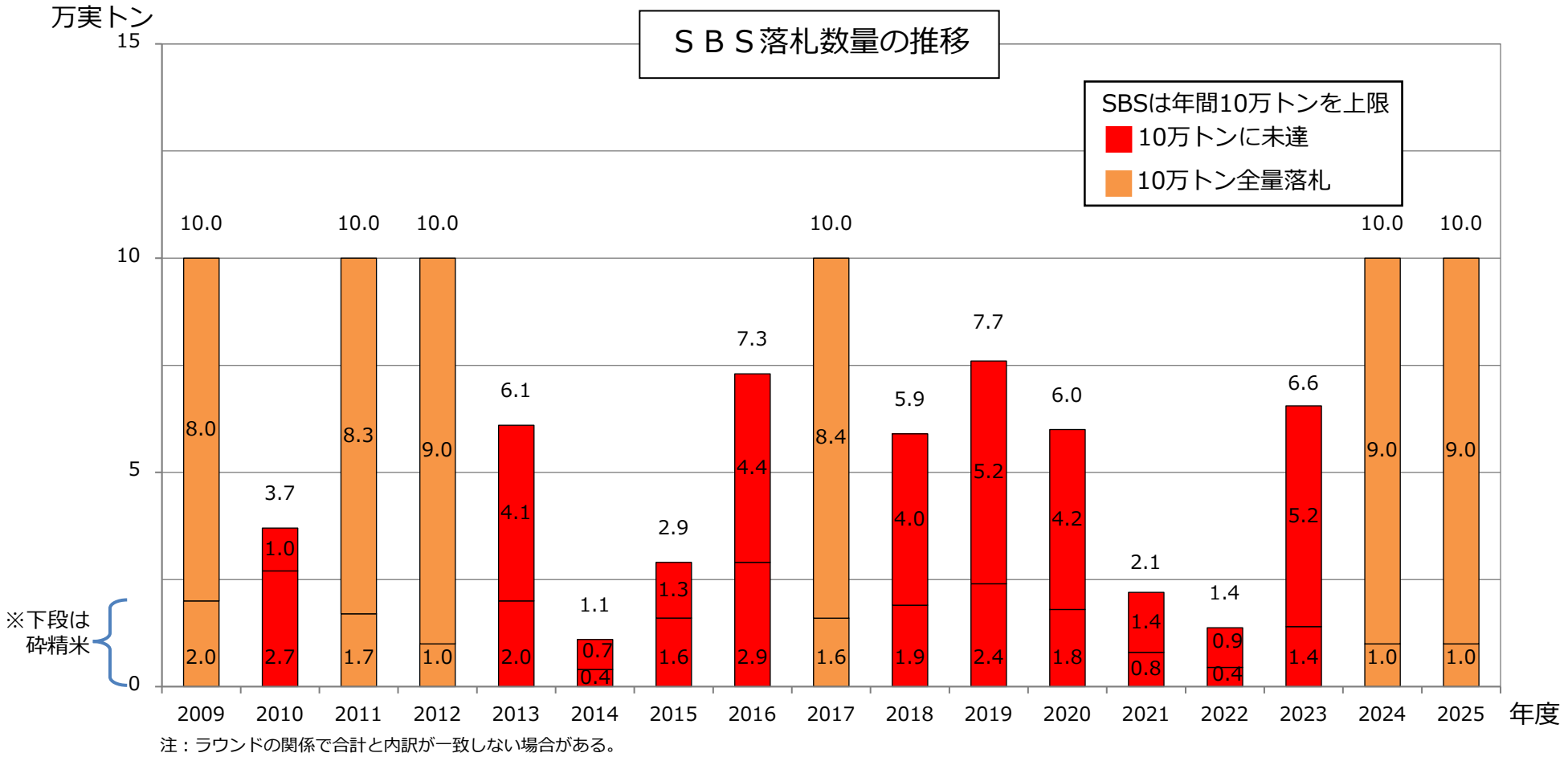
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
米国	365	359	360	360	345	236	348	346	506
タイ	264	316	306	322	314	398	333	286	143
中国	56	69	83	70	69	81	28	42	69
オーストラリア	74	14	0	－	27	40	41	70	28
その他	8	8	17	15	12	11	16	24	16
合計	767	767	767	767	767	767	767	767	767
（うち一般輸入）	655	701	681	699	743	751	693	649	649
（うちSBS輸入）※	100	59	77	60	21	14	66	100	100

※SBS輸入数量の単位は千実トン。
注1：各年度の輸入契約数量の推移。
注2：千実トンと千玄米トンのため合計は一致しない場合がある。
注3：ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。
（参考）枠外税率を支払って輸入されるコメの数量は、例年0.6～0.8千実トン程度

ＳＢＳ米の輸入状況

○　ＳＢＳ米は、年間10万トンを上限に輸入され、主に主食用に流通。毎年度、国産米を政府備蓄用に10万トン以上買い入れることにより、国産米の需給に影響を与えないよう措置。

○　国産米の需給が緩和すると、ＳＢＳ米の需要が弱まり、国産米の需給が引き締まると、ＳＢＳ米の需要が強まる傾向。



注：ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

ＳＢＳ米の輸入入札状況（ガット・ウルグアイラウンド農業合意によるMA米数量分（10万トン））

○ 令和6年度

（単位：実トン）

	全体			丸米			砕米		
入札回数	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量
第１回（6年9月6日）	25,000	75,732	25,000	22,500	70,172	22,500	2,500	5,560	2,500
第２回（6年10月18日）	25,000	74,026	25,000	22,500	67,426	22,500	2,500	6,600	2,500
第３回（6年11月22日）	25,000	77,094	25,000	22,500	70,248	22,500	2,500	6,846	2,500
第４回（6年12月20日）	25,000	64,380	25,000	22,500	58,612	22,500	2,500	5,768	2,500
合計			100,000			90,000			10,000

○ 令和7年度

	全体			丸米			砕米		
入札回数	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量
第１回（7年6月27日）	30,000	81,853	30,000	27,000	74,073	27,000	3,000	7,780	3,000
第２回（7年7月16日）	30,000	75,835	29,996	27,000	67,749	26,996	3,000	8,086	3,000
第３回（7年10月3日）	20,000	71,270	20,000	18,000	65,142	18,000	2,000	6,128	2,000
第４回（７年11月14日）	20,004	48,589	20,004	18,004	43,369	18,004	2,000	5,220	2,000
合計			100,000			90,000			10,000

民間貿易による輸入状況（枠外輸入）

- ○ 国家貿易以外のコメの輸入（枠外輸入）には、高水準の枠外関税（341円/kg）を設定。貿易統計によると、毎年、インド産やタイ産の長粒種など、600～800トン程度が輸入。
- ○ 2024～2025年度は、国内の米価の高止まりを受けて、ＳＢＳ輸入の年間上限10万トン全量が落札され、ＳＢＳ輸入で落札できなかった事業者等が、枠外関税を支払って主食用米を輸入する動きが拡大。
- ○ **2025年度の累計は105,778トン。**このうち、**米国産米の輸入が約8割。** 2025年度は2024年度と比べて、**全体は約35倍、米国は約200倍に増加。2026年度９月末時点の輸入数量は10,266トン。**

＜会計年度（４月～翌３月）ごとの輸入数量＞

2019年度 （令和元年度）	2020年度 （令和２年度）	2021年度 （令和３年度）	2022年度 （令和４年度）	2023年度 （令和５年度）	2024年度 （令和６年度）	2025年度 （令和7年度）	2026年度 （令和８年度）
623トン (173トン)	805トン (176トン)	871トン (201トン)	773トン (135トン)	730トン (59トン)	3,011トン (416トン)	105,778トン (82,804トン)	10,266トン (4,431トン) ※９月末時点

＜月別の輸入数量＞

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2024 年度	13 (0)	115 (19)	58 (19)	124 (0)	64 (21)	41 (0)	93 (19)	202 (19)	118 (21)	414 (0)	489 (39)	1,280 (240)	3,011 (416)
2025 年度	6,838 (5,499)	10,607 (7,894)	20,979 (15,945)	26,397 (22,983)	15,168 (12,951)	6,534 (5,442)	1,475 (215)	2,787 (1,996)	3,866 (2,415)	4,918 (3,443)	4,160 (3,180)	2,049 (841)	105,778 (82,804)
2026 年度	3,373 (2,279)	2,754 (1,476)	1,403 (459)	1,090 (78)	1,041 (120)	605 (19)	－	－	－	－	－	－	10,266 (4,431)

※　括弧内は米国からの輸入数量

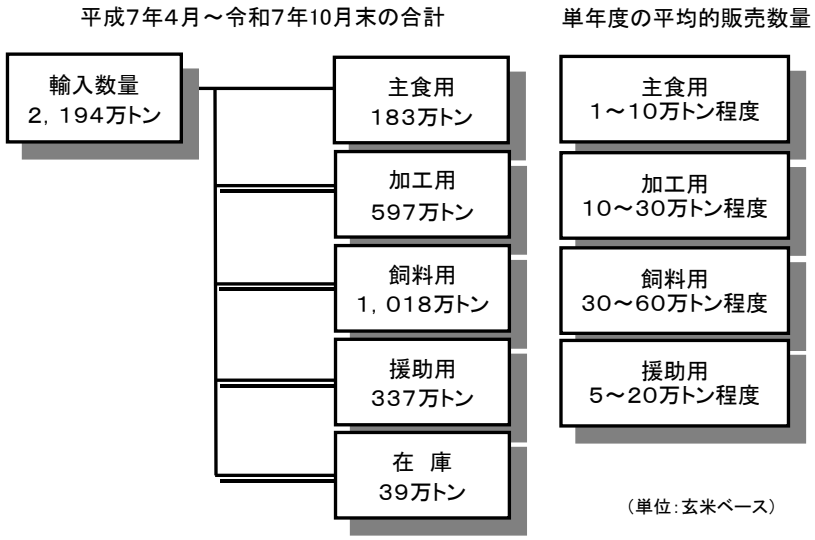
資料：財務省「貿易統計」
注１：枠外関税を支払って、民間貿易により輸入されたコメ（もみ、玄米、精米、砕米の合計）の数量
注２：単位は実トン

ＭＡ米の販売状況

○　国家貿易によって輸入したＭＡ米は、価格等の面で国産米では十分に対応し難い用途（主として加工食品の原料用）を中心に販売。

○　一方で、MA米に対する加工用等の需要は限られるため、飼料用にも販売する他、海外への食糧援助に活用。

○　MA米の販売状況（令和7年10月末現在）【速報値】



（単位：玄米ベース）

注1：「輸入数量」は、令和7年10月末時点の政府買入実績。
注2：「主食用」は、主に中食・外食向け米。
（※なお、MA米輸入開始以降、その主食用販売数量の合計を大きく上回る量の国産米を、援助用（172万トン）、飼料用等（301万トン）に活用。）
注3：「加工用」は、みそ、焼酎、米菓等の加工食品の原料用。
注4：「在庫」は、令和7年10月末時点の数量。
注5：在庫39万トンには、飼料用備蓄35万トンが含まれる。
注6：上記販売用途の他に、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用へ販売した16万トンがある。
注7：ラウンドの関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

○　MA米の販売状況（年度別）【速報値】

（単位：万玄米トン）

販売先	平成8RY	平成9RY	平成10RY	平成11RY	平成12RY	平成13RY	平成14RY	平成15RY	平成16RY	平成17RY	平成18RY	平成19RY	平成20RY	平成21RY	平成22RY	平成23RY	平成24RY	平成25RY	平成26RY	平成27RY	平成28RY	平成29RY	平成30RY	令和元RY	令和2RY	令和3RY	令和4RY	令和5RY	令和6RY	令和7RY	合計
主食用	－	3	4	10	10	9	10	4	6	8	10	11	10	8	8	1	8	10	4	1	1	5	9	4	5	5	1	1	6	11	183
加工用	12	28	19	28	24	27	24	21	31	25	25	36	37	21	21	15	15	19	16	10	12	19	18	17	14	10	10	9	16	18	597
飼料用	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	15	58	66	25	42	38	45	33	44	65	70	63	39	50	53	61	68	71	62	50	1,018
援助用	－	12	34	23	26	21	23	20	22	17	13	8	12	20	14	9	19	10	4	6	4	2	5	5	2	3	2	1	0	0	337
在　庫	31	39	42	44	56	75	95	127	148	175	189	152	97	95	88	96	78	80	83	71	64	54	60	60	62	60	55	49	41	39	－

注1：RY（米穀年度）とは前年11月から当年10月までの1年間である
（例えば令和7RYであれば、令和6年11月から令和7年10月まで）。
注2：この他、平成8RYから令和7RYまでの間に食用不適品として計4万トンを処理、バイオエタノール用として計16万トンを販売している。
注3：ラウンドの関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

○　MA米の食糧援助への活用に当たっての留意点

- 途上国や国際機関からの要請を踏まえる必要
- 財政負担が必要
- 国際ルールとの整合性に留意：
  ①　援助先へのコメ輸出国は、援助先への輸出減を懸念
  　→　援助するときは、国際機関等に連絡・協議する必要
  ②　MA米の輸出国は、日本市場向けに輸出
  　→　輸入品と国産品を同じように扱う必要

コメの国家貿易（ＭＡ米等）の運用に伴う財政負担

○　ＭＡ米の運用については、飼料や援助に仕向けられることに伴う売買差損、在庫に伴う保管料などが発生。

○ MA米の売買差損・保管料等

MA米の飼料用販売

11万円／トンの輸入米
3万円／トンで飼料用に販売
} 差し引き8万円/トンの財政負担

50万トン飼料用として売却すれば 400億円

MA米の援助への活用

11万円／トンの輸入米に
5万円／トンの輸送費を負担して援助
} 合わせて16万円/トンの財政負担

5万トン援助すれば 80億円

MA米の在庫

１年間で、１万円／トン の保管料

50万トンを１年間在庫すれば 50億円

注：令和2～令和6年度のデータ等を基に試算。

○ MA米等の損益全体

（単位：億円）

	7年度(1995)	8年度(1996)	9年度(1997)	10年度(1998)	11年度(1999)	12年度(2000)	13年度(2001)	14年度(2002)	15年度(2003)	16年度(2004)	17年度(2005)	18年度(2006)	19年度(2007)	20年度(2008)	21年度(2009)
売買損益①	▲43	114	148	150	215	204	225	116	13	▲202	▲22	16	49	▲25	▲135
売上原価	▲97	▲216	▲230	▲373	▲347	▲298	▲247	▲221	▲492	▲632	▲439	▲546	▲597	▲595	▲779
買入額	▲314	▲365	▲400	▲439	▲346	▲321	▲289	▲349	▲467	▲362	▲523	▲493	▲577	▲646	▲708
売却額	54	330	378	523	562	502	472	337	505	430	417	562	646	570	644
管理経費②	▲26	▲116	▲152	▲152	▲153	▲173	▲186	▲185	▲172	▲182	▲185	▲240	▲265	▲179	▲203
保管料	▲6	▲39	▲60	▲59	▲66	▲75	▲87	▲103	▲124	▲147	▲170	▲184	▲133	▲92	▲113
損益合計（①+②）	▲69	▲2	▲4	▲2	62	31	39	▲69	▲159	▲384	▲207	▲224	▲216	▲204	▲338

注5

	22年度(2010)	23年度(2011)	24年度(2012)	25年度(2013)	26年度(2014)	27年度(2015)	28年度(2016)	29年度(2017)	30年度(2018)	R元年度(2019)	R2年度(2020)	R3年度(2021)	R4年度(2022)	R5年度(2023)	R6年度(2024)
売買損益①	▲228	▲224	36	▲28	▲295	▲375	▲234	▲67	▲235	▲287	▲270	▲379	▲594	▲586	▲229
売上原価	▲611	▲649	▲501	▲485	▲629	▲697	▲592	▲554	▲611	▲669	▲635	▲783	▲976	▲1,094	▲1,002
買入額	▲506	▲630	▲518	▲498	▲629	▲663	▲579	▲605	▲599	▲656	▲618	▲780	▲1,003	▲1,084	▲996
売却額	383	425	537	457	334	322	358	487	376	382	366	404	382	508	773
管理経費②	▲152	▲138	▲121	▲122	▲117	▲130	▲117	▲95	▲76	▲81	▲97	▲98	▲80	▲98	▲103
保管料	▲92	▲92	▲82	▲86	▲89	▲86	▲72	▲61	▲56	▲65	▲78	▲76	▲67	▲66	▲64
損益合計（①+②）	▲380	▲362	▲85	▲150	▲412	▲505	▲351	▲163	▲311	▲368	▲367	▲477	▲674	▲684	▲331

注1：数値はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。
注2：「売上原価」は、「期首在庫棚卸高＋買入額－期末在庫棚卸高」により算出。
注3：「売買損益」は、売却額から売上原価を差し引いたもの。
注4：「管理経費」は、保管料、運搬費等。
注5：平成11～13年度の損益は、利益が生じたことから、旧食糧管理特別会計法第6条に基づき国内米管理勘定へ備蓄損失補てん財源として繰り入れた。
注6：MA米の援助輸出に係るODA負担分は含まない。
注7：令和元年度以降については、TPP11豪州枠に係る損益を含む。

ＭＡ米をめぐる国際関係

○　ＭＡ米の運用に際しては、ＷＴＯ協定による様々なルールに留意する必要。
○　輸出国からは、ＭＡ制度の透明性や日本の消費者への十分なアクセスを求める等の意見。

○　主なWTO協定のルール

- **ガット第2条（譲許表）**
  加盟国は貿易相手国に対し、譲許表（WTO加盟国の関税の上限（譲許税率）等を記載した表）に定める待遇より不利でない待遇を与えなければならない。

- **ガット第3条（内国民待遇）**
  輸入品に対し、同種の国産品に与える待遇より不利でない待遇を与えなければならない（いわゆる「内外無差別の原則」）。

- **ガット第17条（国家貿易企業）**
  国家貿易企業は商業的考慮のみに従って売買を行わなければならない。

- **農業協定第4条（市場アクセス）**
  原則として通常の関税以外のいかなる措置（国家貿易企業を通じて維持される非関税措置を含む）も用いてはならない。

○　我が国のコメ輸入制度に対する輸出国側の意見

米国 （「外国貿易障壁報告」 （2026年3月公表）等）	中国 （「国別貿易投資環境報告」 （2014年４月公表））
○　MA米の輸入 一般輸入米は政府在庫となった上で、もっぱら加工用・飼料用・援助用に使用。日本の消費者への十分なアクセスを阻んでいる。	○　MA米の輸入 品種等についての制約を受けるため、中国産米の対日輸出が困難。
○　米国政府の対応方針 日本によるWTO上のコメ輸入に関する約束の観点から日本の輸入を注視。	○　中国政府の対応方針 日本がMA制度の透明性を向上させることを期待。
○　枠外関税 341円/kgの関税により、従来、枠外輸入は競争力がなかった。	○　枠外関税 法外な枠外関税は輸入米の競争力を大幅に弱めており、枠外輸入数量を極めて少なくしている。

ODAを活用したコメの食糧援助の現状

○　コメの食糧援助については、被援助国等からの要請に対して、国際ルールとの整合性や財政負担に留意しつつ、ＯＤＡを活用したスキームにより実施。
○　一定期間備蓄後の政府備蓄米やＭＡ米を活用し、近年３～４万トンの援助を実施。

Ⅰ. 食糧援助で留意すべき国際ルールの例

〇食糧援助規約　（食糧援助に関する国際的な枠組み）

・締約国は、（中略）次の原則を尊重すべき。（中略）食糧援助が最も弱い人々の食糧上又は栄養上のニーズに対処する最も効果的かつ適当な手段である場合にのみ食糧援助を供与する（第2条）。

・締約国は、この規約による食糧援助に係る全ての取引を、生産及び商業的な国際貿易の通常の態様に有害な影響を及ぼすことを回避するように行うことを約束する（第5条8）。

・締約国は、食糧援助の供与が、受益国に対する農産品その他物品及び役務の商業的輸出に直接的にも間接的にも、公式にも非公式にも、明示的にも黙示的にも関連付けられていないことを確保する（第5条9）。（WTO農業協定第10条4同旨）

Ⅱ. コメの食糧援助の実績

	政府備蓄米	MA米	計
令和3年度	3万トン	1万トン	4万トン
令和4年度	3万トン	1万トン	4万トン
令和5年度	4万トン	1万トン	4万トン
令和6年度	3万トン	0.3万トン	4万トン
令和7年度	2万トン	1万トン	3万トン

※売渡通知発出ベースの実績
※ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

Ⅲ. ODAを活用した主な食糧援助等のスキーム

援助方式	概　要	実　績				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
食糧援助（KR）※1	外務省が被援助国等に対して資金を無償供与し、その資金で被援助国等が我が国の政府米を購入。	4万トン	4万トン	4万トン	3万トン	3万トン
WFP通常拠出※2	国連世界食糧計画（WFP）が、我が国からの拠出金を基に政府米等を購入し、被援助国に無償供与。	―	0.03万トン	0.13万トン	0.13万トン	0.01万トン
アプター（APTERR）※3	ASEAN＋3の地域における食料安全保障の強化と貧困の撲滅を目的として、コメの現物や現金備蓄の活用を通じて、被援助国における大規模災害等への緊急支援を実施。	0.06万トン	0.06万トン	0.06万トン	0.06万トン	―
合計		4万トン	4万トン	4万トン	4万トン	3万トン

※1　ケネディ・ラウンド（Kennedy Round）を受けて締結された食糧援助規約に基づく食糧援助をいう。
※2　国際連合世界食糧計画（World Food Programme）が行う食糧援助（緊急援助等を含む。）をいう。
※3　ASEAN＋3緊急米備蓄（ASEAN Plus Three Emergency Rice Reserve）をいう。
※4　ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

ASEAN＋3緊急米備蓄（APTERR※）による支援

※ASEAN Plus Three Emergency Rice Reserve

○ 東アジア地域（ASEAN10か国、日本、中国及び韓国）における食料安全保障の強化と貧困の撲滅を目的とし、大規模災害等の緊急事態に備える枠組み（タイに国際機関として事務局を設置）。
○ 2004年から2010年までパイロット・プロジェクトを実施後、2012年7月にAPTERR協定が発効。
○ 我が国の政府米等を活用し、緊急事態（台風、洪水等）による被害者への支援や貧困緩和のための支援を実施。

APTERR備蓄

申告（イヤマーク）備蓄

APTERR加盟国が保有する備蓄のうち、緊急時に放出可能な数量をあらかじめ申告（イヤマーク）。緊急事態発生時にイヤマークの範囲内で備蓄を放出するプログラム。

【備蓄放出プログラム】

Tier1（ティア1）

商業ベースの事前契約による支援（有償）

Tier2（ティア2）

Tier1以外のイヤマーク備蓄支援（有償、無償、長期貸付）

○各国のイヤマーク数量
日本　25万トン
中国　30万トン
韓国　15万トン
ASEAN諸国　8.7万トン

○2018年10月、APTERR協定発効後初めてフィリピンとの間で申告（イヤマーク）備蓄実施のための覚書に署名（10,000トン）

現物備蓄（現金備蓄）

台風や洪水等の災害が想定される地域に、あらかじめコメを備蓄し、緊急時の初期対応として放出する（迅速な対応として現金備蓄による放出も活用）。備蓄期間経過後の残量は貧困緩和に活用。

【備蓄放出プログラム】

Tier3（ティア3）

現物備蓄（又は現金備蓄※1）による支援（無償）

※1 現金備蓄とは、APTERR事務局にある予算を活用して現地米等を購入し、より迅速な支援を行う仕組み。

○我が国の拠出実績※2
（1）現物備蓄　9,033トン
事業実施国：フィリピン、ミャンマー、ラオス、カンボジア、インドネシア
（2）現金備蓄　2,150トン
事業実施国：ミャンマー、フィリピン、カンボジア、タイ、インドネシア
※2 パイロット・プロジェクトによる支援を含む数量。





